

(趣旨)

第1条 この要綱は、区内で操業を希望する製造業を営む者又は研究開発企業等の操業拠点の新増設、移転、建物付帯設備の整備等を行う際に係る費用を助成することにより、産業集積の維持発展並びに脱炭素化及び生産性の向上による区内企業の持続可能な経営を促進することを目的とした大田区企業立地・SDGs促進助成事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業 日本標準産業分類に定める製造業をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業をいう。
- (3) 研究開発企業等 次に掲げる者をいう。
  - ア ファブレス企業 自らは製品等の企画・設計や研究開発、マーケティング、販売などに特化し、生産は外部に外注及び委託をする中小企業者であつて、次に掲げる要件を全て満たす者又はこれに準ずると認められる者をいう。
    - (ア) 製造業を主たる事業として営んでいること。
    - (イ) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）にて定める工場認可を取得している工場を持たないこと。
    - (ウ) 自社製品を有している若しくは自社製品を開発している又は受託開発を行っていること。
  - イ ものづくりサポート企業 ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年法律第2号）第2条第2項及びものづくり基盤技術振興基本法施行令（平成11年政令第188号）第2条に規定するものづくり基盤産業のうち次に掲げる業種を営む中小企業者又は区長が特にものづくり産業の活性化のために必要と認める者をいう。
    - (ア) ソフトウェア業
    - (イ) 情報処理・提供サービス業（情報処理サービス業を除き、工業の科学技術に関する研究開発に係る情報の提供を行うものに限る。）
    - (ウ) デザイン業
    - (エ) 機械設計業及びエンジニアリング業
    - (オ) 研究開発支援検査分析業
    - (カ) 理学研究所及び工学研究所（それぞれ工業の科学技術に関する研究開発を行うものに限る。）
- (4) 工場等 別表第1に掲げる工場の生産施設、内部造作等の建物付帯設備及び事務所等施設をいう。
- (5) 貸工場 区内の土地に自ら賃貸することを目的として設置する生産施設を持つ工場をいう。
- (6) 新増設等 区内で工場等又は貸工場の新築若しくは購入又は増築等改修工事により操業拠点を整備することをいう。
- (7) 移転 中小企業者が工場等を区内に移転することをいう。

(対象事業者)

第3条 本事業の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第6条に規定する事業計画書を提出する日の1年以上前から継続して同一の業種を営む中小企業者若しくは事業協同組合（組合員の2分の1以上が中小企業者であるものに限る。）又はこ

れらに準ずると認められる事業者のうち製造業（主に加工、組立て等の製造を行う施設を持つものに限る。以下同じ。）を営む者

(2) 第6条に規定する事業計画書を提出する日の1年以上前から継続して同一の業種を営む中小企業者若しくは事業協同組合（組合員の2分の1以上が中小企業者であるものに限る。）又はこれらに準ずると認められる研究開発企業等で、次に掲げるいずれかに該当するもの

ア ファブレス企業であって、直近3か年のいずれかの決算書において製造原価に占める外注比率が50%以上であること。

イ ものづくりサポート企業であって、第6条に規定する事業計画書を提出する日から1年前までに、区内中小製造業者に対し、第2条第3号イに規定する業種に係るサービスを提供したことがあること。この場合において、区外からの移転の場合、区内中小製造業者との取引開始の見込みのあること。

(3) 区内において貸工場を経営しようとする者

(4) その他区長が特に必要と認める事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、対象事業者とはならない。

(1) 法人住民税、法人事業税、個人住民税（個人事業者の場合に限る。）を滞納している者

(2) 大田区産業支援施設等の使用料等を滞納している者

(3) 過去に大田区から助成を受け、不正受給等をした者

(4) 民事再生法（平成11年12月22日号外法律第225号）又は会社更生法（平成14年12月13日号外法律第154号）による申し立て等、本事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）の実施について不確実な状況がある者

(5) 大田区暴力団排除条例（平成24年6月22日条例第38号）に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（対象事業）

第4条 本事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の要件を満たすものとする。

(1) 対象事業者の事業計画が、次のいずれかに該当すること。

ア 製造業を営む者又は研究開発企業等が行う新增設等、移転又は脱炭素化若しくは生産性向上に寄与する別表第1に掲げる建物付帯設備の整備

イ 貸工場を営む者が行う貸工場の新增設等又は脱炭素化若しくは生産性向上に寄与する別表第1に掲げる建物付帯設備の整備

(2) 前号に定める事業経費の合計額が50万円以上の事業であること。

(3) 第6条第1項第1号の事業計画書を事前に区に提出できる事業であること。

（対象経費）

第5条 本事業の対象経費は、対象事業者が第8条第1項に規定する事業計画の認定日の翌日から2年以内に契約を締結した事業の経費であって、次に掲げる合計額が50万円以上のものとする。ただし、土地の測量、造成、取得等に係る経費、公租公課、賃借料（第3号に規定する建物付帯設備に係るものを除く。）及び金利を除く。

(1) 別表第2に定める移転費用及び原状回復費用

(2) 新增設等費用（解体費用及び設計監理費を含む。）

(3) 別表第1に定める生産施設、建物付帯設備（リース契約の場合、算入できる経費は最長1年分）及び事務所等施設の整備に係る経費

(4) その他区長が特に必要と認める経費

（事業計画書の提出）

第6条 助成金の交付を希望する対象事業者は、対象事業に係る契約締結の前日までに、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別記第1号様式）

- (2) 資金計画及び経営計画書（別記第2号様式）
- (3) 企業概要書（別記第3号様式）
- (4) その他区長が必要と認める書類

2 対象事業者は、第8条の事業計画の認定前に、当該事業に係る契約を締結し、工事を着工するときは、事前に事業計画認定前着手届（別記第4号様式）を提出しなければならない。

3 対象事業者は、事業計画の認定前に、当該事業計画を変更しようとするときは、事業計画変更届（別記第5号様式）を提出しなければならない。

（審査会の設置）

第7条 事業計画の適否及び第16条に定める助成金の交付決定審査のため、大田区企業立地・SDGs促進助成金認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 前項に規定する審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

（事業計画の認定）

第8条 区長は、第6条の事業計画書の提出があったときは、前条に定める審査会を開催して助成金交付のための資格要件、当該事業計画の内容等に関する審査を行い、適当であると認めるときは、事業計画を認定するとともに、事業計画認定通知書（別記第6号様式）により、認定の内容及び第5項の規定により条件を付した場合はその条件を、対象事業者に対し速やかに通知するものとする。ただし、区が設置する産業支援施設（以下「産業支援施設」という。）における事業計画については、当該産業支援施設への入居審査時又は更新審査時に資格要件及び事業計画について審査を行う場合、「大田区企業立地・SDGs促進助成金認定審査会設置要領」第5条に定める事前評価を省略することができる。

2 区長は、前条に規定する審査の結果、適当であると認めるときは、事業計画を認定しないことを決定するとともに、対象事業者に対し書面にて速やかに通知するものとする。

3 区長は、第1項の場合において、適正な事業計画の認定を行うため必要があるときは、事業計画の提出に係る事項につき修正を加えて事業計画を認定するものとする。

4 区長は、前項の規定により事業計画の提出に係る事項につき修正を加えてその事業計画の認定をするに当たっては、その事業計画の提出に係る当該認定事業の遂行を不当に困難とさせないようにするものとする。

5 区長は、事業計画の認定に当たり、本事業の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すものとする。

6 区長は、第1項の規定により通知する場合において、当該通知に係る事業計画の認定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後指定する期日までに申請の撤回をすることができる旨を対象事業者に通知するものとする。

7 第1項の規定による認定の有効期間（以下「認定有効期間」という。）は、認定日の翌日から起算して2年を経過する日までとする。ただし、第9項に定める承認を受けた場合は、この限りでない。

8 第1項の規定による認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定有効期間内に当該事業計画に基づき移転し、又は工場等若しくは別表第1に定める建物付帯設備を整備し、及び引渡しを受け、かつ、操業を開始するものとする。

9 認定事業者は、第6条に基づき提出した事業計画又は変更が承認された事業計画で直近のものについて、対象経費が2割以上変更した場合、工事の追加があった場合（事業計画の遂行に必要なものに限る。）その他区長が必要であると認めた場合は、事業計画認定後変更申請書（別記第7号様式）を提出し、区長の承認を受けなければならない。

10 認定事業者は、代表者の変更及び住所の変更があった場合は、事業計画変更届（別記第5号様式）により区に変更内容を提出しなければならない。

11 区長は、第9項の規定による申請があったときは、その適否について審査し、その結果を事業計

画認定後変更承認・不承認通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

12 認定事業者が、当該事業計画を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに区長に届け出なければならない。

13 区長は、認定事業者に対し、適宜当該事業計画の進ちょく等に関する報告又は必要な書類の提出を求めることができる。

（認定の取消し）

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業計画の認定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、認定事業（前条第1項の規定により事業計画の認定を受けた対象事業をいう。以下同じ。）のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（1）前条第1項の規定により認定を受けた事業計画（前条第9項の規定による変更の承認又は同条第10項の規定による届出があったときは、その変更後のもの）に従って認定事業者が認定事業を行っていないと認めるとき。

（2）前条第12項の規定による中止又は廃止の届出があったとき。

（3）天災地変その他事業計画認定後生じた事情により認定事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなったとき。

（4）認定事業者が認定事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができなとき（認定事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）。

（5）認定事業者が認定事業に要する経費（助成金によって賄われる部分を除く。）を負担することができなとき（認定事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）。

2 区長は、前項第3号から第5号までの規定による事業計画の認定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る助成金を、第13条に規定する交付申請を受け第16条に規定する交付決定を行った上で、交付することができる。

（1）認定事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

（2）認定事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

3 前項の助成金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る認定事業についての助成金に準ずるものとする。

4 第8条第1項の規定は、第1項の規定により措置した場合について準用する。

（事故報告等）

第10条 区長は、認定事業が予定の期間内に完了しない場合又は認定事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに認定事業者をしてその理由その他必要な事項を書面により報告させるものとする。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに認定事業者にその処理について適切な指示をするものとする。

（状況報告等）

第11条 区長は、認定事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、認定事業者をして認定事業の遂行の状況に関し報告させるものとする。

2 区長は、前項の報告を受けた場合において必要があるときは、認定事業者にその処理について指示するものとする。

（遂行命令等）

第12条 区長は、認定事業者による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、その者の認定事業が事業計画の認定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該認定事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 区長は、認定事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該認定事業の遂行の一時

停止を命ずるものとする。

- 3 区長は、前項の規定により認定事業の遂行の一時停止を命ずる場合において、認定事業者が事業計画の認定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第26条第1項第3号の規定により事業計画の認定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(交付申請)

第13条 助成金の交付を受けようとする認定事業者（以下「交付申請者」という。）は、次に掲げる書類を区長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（別記第9号様式）
- (2) 認定事業経費明細書（別記第10号様式）
- (3) その他区長が必要と認める書類

(助成金の額等)

第14条 交付すべき助成金の額は、第5条に規定する対象経費の実際に要した額の3分の1とし、限度額は、製造業又は区内において貸工場を経営する者の場合は1,000万円、研究開発企業等の場合は500万円とする。

(助成回数の制限等)

第15条 交付申請者が、再度第4条に掲げる事業を行う場合、複数回にわたって助成を受けることができる。ただし、一事業者当たりの助成限度額は、前条で定める額とする。

(交付の決定)

第16条 区長は、第13条の規定による交付申請があったときは、事業計画書に基づき、助成金交付のための資格要件、助成事業の内容及び助成金の額等に関して審査を行い、適当と認めるときは、当該年度の予算の範囲内において、助成金の交付を決定するとともに、助成金交付決定通知書（別記第11号様式）により助成金の交付の決定を受けた交付申請者（以下「助成決定者」という。）に対し速やかに通知するものとする。

2 区長は、審査の結果、不相当と認めるときは、助成金を交付しない旨を交付申請者に対し速やかに通知するものとする。

3 区長は、交付申請者に対し、交付の決定の審査に必要な報告、現地確認又は書類の提出を求めることができる。

(是正のための措置)

第17条 区長は、助成事業（前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた認定事業をいう。以下同じ。）の成果が事業計画の認定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

2 第13条の規定は、前項の命令により交付申請者が必要な措置をした場合について準用する。

(助成金の請求)

第18条 助成決定者は、区長の定める日までに助成金交付請求書（別記第12号様式）を提出するものとする。

(助成金の交付方法)

第19条 区長は、前条の規定による請求に基づき、適当と認める場合は、助成決定者に対し助成金を交付するものとする。

(帳簿等の保存期間)

第20条 前条の助成金の交付を受けた助成決定者（以下「助成事業者」という。）は、当該助成事業に係る帳簿及び書類を、助成金の交付を受けた日の属する区の会計年度の末日から5年間保存しなければならない。

(操業状況報告書の提出)

第21条 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後、操業状況の報告のため操

業状況報告書（別記第13号様式）その他区長が必要と認める書類を指定する期日までに区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項に規定する報告のほか、必要と認める場合は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間報告を求め、実地検査を行うことができる。

（操業の継続）

第22条 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後10年間は、区内で継続して操業するよう努めなければならない。

（財産権等）

第23条 この要綱により助成金の交付を受けて新增設等又は移転を行った工場等又は貸工場の建物及び建物付帯設備（以下「当該施設」という。）の財産権は、助成事業者に帰属するものとし、大田区には帰属しないものとする。

（遵守事項）

第24条 助成事業者は、当該施設について、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 公害発生等近隣住民の住環境等を悪化させる操業等住工調和環境配慮を著しく欠くと認められる行為

（2） その他区長が助成事業の趣旨に反すると認める行為

（取得財産等の管理及び処分）

第25条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

2 助成事業者は、取得財産等については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

3 助成事業者は、取得財産等を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、大田区企業立地・SDGs促進助成金に係る取得財産等処分承認申請書（別記第14号様式）をあらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

4 区長は、前項の規定により承認を受けた助成事業者が当該取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

（交付決定の取消し）

第26条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

（2） 助成金を他の用途に使用したとき。

（3） 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

（4） 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。

（5） 第24条各号の規定に該当する行為をしたと認めるとき。

（6） 区長が助成事業の実施を不相当と認めるとき。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第16条第2項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（助成金の返還）

第27条 区長は、助成事業者が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第28条 区長は、第26条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、助成金の返還を命じたときは、助成事業者をしてその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

2 区長は、助成事業者に対し、助成金の返還を命じた場合において、助成事業者がこれを納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第29条 前条第1項の規定により加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第30条 第28条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の助成金等の一時停止等)

第31条 区長は、助成事業者に対し助成金の返還を命じ、助成事業者が当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき助成金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該助成金等と未納付額とを相殺するものとする。

(委任)

第32条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、産業経済部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。

(準備行為)

2 本事業の実施に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(大田区ものづくり工場立地助成事業実施要綱等の廃止)

3 大田区ものづくり工場立地助成事業実施要綱（平成20年5月15日付け20産産発第10250号区長決定。以下「旧ものづくり工場要綱」という。）及び大田区研究開発企業等拠点整備助成事業実施要綱（平成27年10月5日付け27産産発第11357号区長決定。以下「旧研究開発企業等要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

4 この要綱の施行の際現に旧ものづくり工場要綱第8条及び旧研究開発企業等要綱第8条の規定に基づき認定を受けた事業計画については、旧ものづくり工場要綱及び旧研究開発企業等要綱の規定は、なおその効力を有する。

(この要綱の失効)

5 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により事業計画書を提出した者については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第2条関係）

種類	内容
----	----

生産施設	1 主に加工、組立て等の製造を行う施設 2 その他製造に関する施設（検査室、クリーンルーム等）
建物付帯設備	建物付帯設備のうち、次に掲げるもの（建物から容易に移動又は取外し ができないもので建築基準法の規制に支障のないものに限る。） 1 操業に必要な設備壁、床、排煙設備、空調設備、給排水設備、受電 設備、照明器具等） 2 生産事業（生産又は加工）の工程上必要な設備（クレーン、コンプレッサー等） 3 門、塀、駐車場、緑化施設等 4 省エネルギー設備太陽光等発電システム、充電設備等） 5 その他脱炭素化又は生産性を向上に寄与する設備
事務所等施設	事務所、研究室、倉庫、休憩室、ロッカー室、食堂等 （住宅部分は、含まない。）

備考 住宅が併設されている場合、事務所等施設は、当該工場又は貸工場の生産施設部分の延床面積を限度として助成の対象とする。

別表第2（第5条関係）

種類	内容
移転費用	移転費用のうち、次に掲げるもの 1 操業に必要な設備の運送及び設置経費 2 操業に必要な別表第1に定める生産施設、建物付帯設備及び事務所等施設の移転に係る費用
原状回復費用	区内に所在する賃貸借契約を締結していた移転前の工場で、引き続き10年間にわたり貸工場として使用されることが確約されている工場の原状回復費用